

いじめについて考える

大阪市では、すべての学校でいじめを許さない学校づくりに取り組んでいます。その一環として毎年5月に、「いじめ(いのち)について考える日」を設けています。今年は、来週の13日(月曜日)がその日にあたりますが、この日は1年生の一泊移住がありますので、本日(7日)の全校朝礼で、私からこのことについてのお話をします。

人は社会の中で、誰もが自分らしく、個性や能力を発揮しながら、幸せに生きていく権利を持っています。学校も社会の一つです。集団生活の中で、学びを通して個性や能力を磨き、「なりたい自分」を見つけ、めざしていくことができる場所でなければなりません。

そのためにも、学校は、「一人ひとりが安心して過ごせる場所」であり、「自分がかけがえのない存在であることが実感できる場所」であり、「自分の考えや気持ちを表現できる場所」であることが大切にされなければなりません。いじめは、このような、生きていく上で、とても大切な、基本的な権利を奪う行為です。

「いじめ防止対策推進法」という法律があります。この法律の第2条では、いじめは、相手の心や体に影響を与える行為であり、「児童等が心身の苦痛を感じているもの」とあります。人が人の行為に対して「苦痛を感じていること」や「嫌な思いをしていること」がいじめなのです。「いじり」や「からかい」「悪ふざけ」「SNSを通じた書き込み」なども、相手の心を傷つけ、苦痛を与えているとすれば、それはいじめです。

いじめは人を傷つけ、生命を脅かす行為です。絶対に許されません。この法律の第4条には、「児童等は、いじめをおこなってはならない」とあります。もしも、あなたがいじめを受けていたら、また仲間が嫌な思い、苦しい思いをしているとしたら、先生や信頼できる大人に相談してください。本校の先生方は、いじめを受けている人を全力で守ります。

始業式で、「みんなの学校をみんなで創ろう」というお話をしました。いじめがなく、誰もが安心して過ごせる学校もみんなの力で創っていかなければなりません。「誰もがいじめをしない学校」「誰もがいじめに対して、見て見ぬふりをしない学校」「誰もがいじめを許さない学校」を創っていくために、どういうことが必要なのでしょうか。一人ひとりが当事者になって考えたり、いろんな人と話し合ったりしてみてください。

「いじめ(いのち)について考える日」は今日一日の特別のことではありません。これからもさまざまな機会に考えてほしいと思います。